

(案)

和泉市キャッシュレス決済業務委託契約書

和泉市（以下「発注者」という。）と●●（以下「受注者」という。）は、発注者の市税の各種証明手数料（以下「手数料」という。）に係るキャッシュレス決済業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 発注者及び受注者は、手数料のキャッシュレス決済業務を円滑に遂行するため、相互に密接な連携を保ち誠実に履行するものとする。

（納付）

第 2 条 受注者はキャッシュレス決済が行われた手数料を月の初日から末日までの間を 1 単位として取りまとめ、翌月末日までに、発注者が指定する受取先金融機関口座に振り込まなければならない。

2 受注者は、前項に規定する支払期日が、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 15 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、休日を除き支払期日にもっとも近い日を支払期日として振り込まなければならない。

3 受注者は、正当な理由がなく前二項に規定する支払期日までに振り込まなかったときは、当該期日の翌日から振込みをした日までの日数に応じ、その延滞した金額につき支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）の規定に基づく財務大臣告示より当該延滞金額の請求が受注者に到達した日において適用される割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額の遅延利息を発注者へ支払わなければならない。ただし、遅延利息の総額が 100 円に満たないときは、受注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の振込手続きに要する費用その他の必要経費は、受注者が負担するものとする。

（決済手数料の支払い）

第 3 条 発注者は、決済された金額に別紙「決済手数料明細書」で規定する手数料率を乗じた金額に対し、消費税額等を乗じて得た金額（円未満の端数は切捨て）を決済手数料として受注者に支払うものとする。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく、

料金に相当する消費税等を加減して支払うものとする。

- 2 受注者は、前項の決済手数料を毎月末をもって締め切り、発注者に請求するものとする。
- 3 発注者は、受注者の契約履行を確認し、前項に規定する受注者からの適法な請求を受けた日から起算して30日以内に、受注者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（発注者の契約解除権）

第4条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何ら催告することなく受注者に対する一方的な通告をもって直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 支払停止又は支払不能となったとき
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立があったとき
 - (5) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (6) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当した場合は、当然に期限の利益を失い、発注者に対して払込みすべき収納金を直ちに払い込むものとする。
 - 3 発注者は、第1項の規定により本契約が終了した場合においても、発注者の受注者に対する損害賠償の請求は妨げられないものとする。

（受注者の契約解除権）

第5条 受注者は、発注者が本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定に基づき本契約を解除しようとするときは、発注者に対して事前に解除の通知をするものとする。

（誓約書の提出）

第6条 受注者及び和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受注者がとりまとめて発注者に提出しなければならない。ただし、受注者及び下請負人等が入札参加資格審査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合及び発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第7条 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者および受注者の役員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前項の規定により受注者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(契約保証金)

第8条 和泉市財務規則（昭和39年規則第12号）第104条第3号の規定により、契約保証金は免除とする。

(契約期間)

第9条 契約期間は、令和7年10月1日から令和11年9月28日までとする。

(経済情勢の変動等に伴う条件見直し)

第10条 発注者及び受注者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他事情の変更により、本契約に定める契約条件を見直す必要が生じた場合には、遅滞なく誠実に契約条件の見直しに関し協議を行うものとする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項又は契約書の解釈に疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議し定めるものとする。

以上の契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印し、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年●月●日

発注者 住 所 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
名 称 和泉市
代表者 和泉市長 辻 宏康

受注者 住 所 ●●
名 称 ●●
代表者 ●●

別紙

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の秘密保持義務

個人情報について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。契約の満了後又は契約解除後も同様とする。

2. 対象となる個人情報

個人情報とは、手数料を支払った者に関する情報を指す。なお、紙媒体に記載されているものであるか電子計算機及び光学式情報処理装置等（以下「電子計算機等」という。）のシステムにより処理されているかは問わない。

3. 個人情報保護に関する管理体制

受注者は、本別添の内容を十分理解し実践する能力のある者のうちから個人情報取扱責任者を選定し、その業務を行うこととする。なお、受注者は個人情報取扱責任者をして、個人情報保護の徹底が図られるように本契約の履行に従事する者に対する教育訓練、各種安全対策の実施等を適切に行うものとし、その責任を負うものとする。

4. 個人情報の管理

受注者が、個人情報を電子計算機等により処理する場合には、本契約の履行に従事する者以外が個人情報にアクセスできないようパスワードを設けるなど適切な措置を講じるものとする。また、故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去ができないように電子計算機等のシステム構築を図り、又はこれに代わるべき管理上の措置を講じるものとする。更に、個人情報を紙媒体により保管及び管理する場合は、盗難、紛失又は不正利用等が生じないように施錠などの十分な措置を講じるものとする。

5. 個人情報の消去

電子計算機等を用いて個人情報を管理している場合であって、その電子計算機等の廃棄又は転売若しくは譲渡等（リース等の場合は返却）を行うに当たっては、電子計算機等に記録されている個人情報を消去し、復元不可能な状態にしなければならない。なお、電子計算機等を初期化し個人情報の消去を行う方法では、ハードディスクの個人情報を完全に消去することはできず、復元される可能性があることから、ハードディスクを物理的に破壊し、最新のハードディスクデータ消去ツール等を使用し、又は電子計算機等のデータ消去を専門に取り扱う業者に委託することとする。また、個人情報の記載された紙媒体を廃棄する場合においては、シュレッダーにかけ、

又は溶解するなど、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。

別紙

決済手数料明細書

キャッシュレス決済区分	決済対応ブランド	手数料率
クレジットカード	Visa	●●%
	Mastercard	●●%
	JCB	●●%
	American Express	●●%
非接触型電子マネー	Suica	●●%
	PASMO	●●%
	ICOCA	●●%
	WAON	●●%
	nanaco	●●%
	楽天 Edy	●●%
	iD	●●%
	QUICPay	●●%
QR コード決済アプリ	PayPay	●●%
	d 払い	●●%
	auPAY	●●%
	楽天 Pay	●●%

仕 様 書

1. 件 名

和泉市市税の各種証明手数料キャッシュレス決済業務委託

2. 市税の各種証明手数料キャッシュレス決済における委託内容

以下に掲げるキャッシュレス決済対応ブランドにおいて、和泉市市税の各種証明手数料の決済業務を行う。

- (1) Visa
- (2) Mastercard
- (3) JCB
- (4) American Express
- (5) Suica
- (6) PASMO
- (7) ICOCA
- (8) WAON
- (9) Nanaco
- (10) 楽天 Edy
- (11) iD
- (12) QUICPay
- (13) PayPay
- (14) d 払い
- (15) auPAY
- (16) 楽天 Pay

3. 履行期間

令和7年10月1日から令和11年9月28日まで